

令和2年(フ)第3841号  
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所  
令和2年(フ)第3901号  
破産者 川島 浩

令和3年1月20日

破産法第157条報告書  
(債権者集会に関する資料)

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件について、破産法157条に基づき以下のとおり報告する。

なお、本報告書に関する債権者からの問い合わせは、弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所破産管財人室(電話番号 03-6280-3058、受付時間 平日10時～12時及び14時～16時)でも受け付けている。

## 第1 破産手続開始に至る経緯

### 1 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所について

#### (1) 組織と人員

##### ア 法人の成立・代表社員

弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所（以下「ミネルヴァ」という。）は、平成24年4月5日に成立し、令和2年6月10日に総社員の同意により解散した弁護士法人である。

ミネルヴァの代表者（代表社員）は、成立以来2度交代している。代表者の異動状況は次のとおりであり、3代目の川島浩（以下「川島」という。）は、破産手続開始決定を受け、弁護士資格を失っている。

表1 代表社員の異動

|     | 代表社員                               | 就任時期             |
|-----|------------------------------------|------------------|
| 初代  | 室賀晃弁護士<br>(東京弁護士会所属、司法修習44期、故人)    | H24.4.5～H27.1.6  |
| 2代目 | 河原正和弁護士<br>(第二東京弁護士会所属、司法修習20期、故人) | H27.1.6～H29.8.16 |
| 3代目 | 川島浩弁護士<br>(第一東京弁護士会所属、司法修習63期)     | H29.8.16～        |

なお、ミネルヴァは、代表社員の変更に伴い、平成27年1月に、当初所属していた東京弁護士会を退会して第二東京弁護士会に入会し（平成27年1月28日付で入会届出）、平成29年9月に、同会を退会して第一東京弁護士会に入会している（平成29年9月6日付で入会届出）。

##### イ 事務所

ミネルヴァの事務所は、東京都港区新橋二丁目にあった。設立当初は東京都千代田区内神田にあり、平成25年6月24日に同区鍛冶町に移転し、平成29年8月16日に代表社員が川島に異動になったのと同時に、上記住所に移転している。

ミネルヴァの入居するビルは、株式会社リーガルビジョン（以下「LV」という。）のグループの1社であるキャリアエージェンシー株式会社（以下「CA」という。）が第三者である貸貸人から借り上げてミネルヴァに転貸していたものである。

##### ウ 勤務弁護士・事務員

###### (ア) 弁護士

ミネルヴァには、代表である川島以外の弁護士として、令和2年5月の時点では、勤務弁護士が7名在籍していた。しかし、令和2年5月以降、代表である川島以外の弁護士は、樫塚紘之法律事務所に移転したり他の事務所に移転したりし、破産手続開始決定時には、上記ミネルヴァの事務所では執務していな

かった。

#### (イ) 事務員

ミネルヴァの業務に従事していた事務員は、CA に雇用されてミネルヴァに派遣されていた事務員と、ミネルヴァに直接雇用されていた事務員がいた。2020年5月20日時点のミネルヴァの事務員名簿によると、CAからの出向者は9名、ミネルヴァの直接雇用者は34名（うちアルバイト13名）である。

なお、ミネルヴァの事務員は、令和2年5月以降、順次、CAを退職した上で、檜塚紘之法律事務所に移籍し、新たに同事務所の所在地及び上記ミネルヴァの事務所の所在地に分かれて、主に檜塚紘之法律事務所の業務と副次的にミネルヴァの残務を行っており、破産手続開始決定時にも、同様の状況であった。

#### エ 事業内容

ミネルヴァの行っていた事業内容（法律業務の内容）は、ほぼ債務整理案件（任意整理と破産、個人再生による法的整理）とB型肝炎給付金請求案件の2つの事業に絞られている。この2事業の中でも、中心は、債務整理案件であり、特に、案件の処理に先だって行う過払金返還請求事案の処理による収益の獲得が事業の中核をなしていたと思われる。

債務整理案件、B型肝炎給付金請求案件の各事業は、いずれも、LVが手配する各種テレビ・ラジオ・Web広告等を通じて事務所名を露出させ、金融業者に対する債務の弁済に悩む個人の認知度を高め、LVが手配する地方相談会やWebサイトを通じて全国から依頼者を募って弁護士報酬を得るモデルである。ミネルヴァでは、これらの事業について、CAの提供する顧客管理システムを用いて、事務員がシステムに顧客情報や債務情報、弁済情報を登録していくことで、定型的・画一的に処理しており、顧客との連絡や金融業者との協議交渉も事務員が行っていた。

#### オ 役割分担

ミネルヴァでは以下のように役割が分担されていたことが見て取れる。

- ① 代表弁護士であった川島以外の弁護士は、枢要な地位には就かず、かつ、重い職責を負わないこととされており、事務員がその地位及び職責を担っていた。
- ② 事業の内容たる各種事務は、法律事務を含め、「和解班」「面談呼込班」「新規受入班」「請求班」「破産班」等の各班の事務員が処理していた。
- ③ 各班の事務員は、責任者となっている総事務局長、事務局長、副事務局長、主任事務員の指示の下、事務処理を行っていた。

また、顧客（依頼者）への連絡や問い合わせ対応、金融業者への連絡（受任通知の作成）、金融業者との協議・交渉（和解提案書の作成・送付、和解書の作成）等法律事務についても、事務員が行っていた。

## (2) リーガルビジョングループとミネルヴァとの関係

### ア ミネルヴァの経営への関与

リーガルビジョングループは、ミネルヴァの法律事務所としての経営に関して極めて広範に関与している。その要点は次のとおりである。

- ・ CA が、ミネルヴァの事務所の入居するオフィスビルを賃貸人から借り上げて、ミネルヴァに賃貸している。また、事務所内の内装やパソコン等の什器備品の多くも CA が賃貸している。ミネルヴァの主要事業である債務整理に用いる顧客管理システムも CA がシステム開発会社から使用許諾を受けたものをミネルヴァに再使用許諾している。
- ・ ミネルヴァの事務員のうち管理職ポストを占めているのはいずれも CA に雇用されてミネルヴァに派遣されている者である。
- ・ ミネルヴァの依頼者獲得は、地方相談会や Web 広告等を起点とするが、LV が手配している。
- ・ Web 広告を起点とした見込顧客は、CA の内部組織である DCS（デジタルカスタマーサービス事業部）が受けている。
- ・ 上記のような関与のために、リーガルビジョングループからミネルヴァに対して多額の報酬や費目が請求され、ミネルヴァがその支払いを行っている。
- ・ LV の会長と称する者（以下、「会長」という。）は、ミネルヴァの資金繰り、人事等を取り仕切っていた。

### イ ミネルヴァの収支・財務との関係

ミネルヴァの税務申告書に添付された決算書等によれば、ミネルヴァの貸借対照表および損益計算書の主要項目は次のとおりである。

表 2 ミネルヴァの収支・財務

|       | 第1期<br>2013/3期 | 第2期<br>2014/3期  | 第3期<br>2015/3期  | 第4期<br>2016/3期  | 第5期<br>2017/3期  | 第6期<br>2018/3期  | 第7期<br>2019/3期  | 第8期<br>2020/3期  |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 単位：円  |                |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 損益計算書 |                |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 売上高   | 1,166,479,926  | 2,033,201,555   | 1,597,622,240   | 2,094,123,053   | 1,297,482,934   | 1,638,662,148   | 1,784,499,396   | 2,071,667,506   |
| 営業損益  | ▲ 580,317,971  | ▲ 458,484,259   | ▲ 849,748,847   | 255,043,619     | ▲ 415,960,098   | ▲ 161,494,945   | ▲ 149,367,272   | ▲ 131,823,337   |
| 経常損益  | ▲ 579,216,919  | ▲ 453,144,009   | ▲ 842,926,725   | 256,222,392     | ▲ 416,748,764   | ▲ 183,543,757   | ▲ 200,897,687   | ▲ 189,724,200   |
| 当期純損益 | ▲ 579,281,019  | ▲ 467,001,509   | ▲ 843,010,449   | 256,141,889     | ▲ 416,819,026   | ▲ 930,654,152   | ▲ 200,968,379   | ▲ 189,794,987   |
| 貸借対照表 |                |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                 |
| 資産合計  | 1,241,771,581  | 1,933,910,743   | 1,357,174,696   | 1,169,122,772   | 729,462,092     | 1,594,588,453   | 2,000,164,978   | 2,164,428,805   |
| うち現預金 | 693,886,531    | 927,034,965     | 524,445,246     | 324,024,208     | 96,906,188      | 499,846,136     | 801,311,645     | 790,624,796     |
| 負債合計  | 1,821,042,600  | 2,980,183,271   | 3,246,387,673   | 2,802,263,860   | 2,779,422,206   | 4,575,202,719   | 5,181,747,623   | 5,535,806,437   |
| うち預り金 | 1,656,737,692  | 2,681,106,925   | 2,680,960,205   | 2,546,888,059   | 2,172,165,079   | 2,789,289,258   | 3,162,371,898   | 2,910,144,384   |
| 純資産合計 | ▲ 579,271,019  | ▲ 1,046,262,528 | ▲ 1,889,282,977 | ▲ 1,633,141,088 | ▲ 2,049,960,114 | ▲ 2,980,614,266 | ▲ 3,181,582,645 | ▲ 3,371,377,632 |

上の表より、ミネルヴァは以下の状況にあったことがわかる。

- ① 成立以来 8 期中の 7 期が赤字決算であったこと
- ② 成立初年度から債務超過であり、その債務超過額が拡大傾向であったこと
- ③ 成立初年度から現預金残高が預り金を割り込んでおり、それが一度も解消されていないこと

また、当職が公認会計士に委嘱して、ミネルヴァの会計データ（弥生会計）から、リーガルビジョングループに対する経費発生額および支払額をまとめたところ、次のとおりであった（一部推計値を含むため、金額が上表と厳密に一致しない年度がある）。

表 3 ミネルヴァからの経費計上、支払

|             | 第1期<br>2013/3期 | 第2期<br>2014/3期 | 第3期<br>2015/3期 | 第4期<br>2016/3期 | 第5期<br>2017/3期 | 第6期<br>2018/3期 | 第7期<br>2019/3期 | 第8期<br>2020/3期 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①売上         | 1,166,478      | 2,033,202      | 1,597,622      | 2,094,123      | 1,297,483      | 1,638,662      | 1,784,499      | 2,071,668      |
| ②経費発生合計     | 1,798,216      | 2,476,625      | 2,472,803      | 1,867,742      | 1,731,787      | 2,345,654      | 1,852,455      | 2,106,987      |
| 売上-経費 (①-②) | ▲ 631,738      | ▲ 443,423      | ▲ 875,181      | 226,381        | ▲ 434,304      | ▲ 706,992      | ▲ 67,956       | ▲ 35,320       |
| ③支払         | 1,635,622      | 2,362,513      | 2,194,396      | 2,203,611      | 1,346,893      | 1,194,773      | 1,602,464      | 1,492,303      |
| 売上-支払 (①-③) | ▲ 469,144      | ▲ 329,311      | ▲ 596,774      | ▲ 109,488      | ▲ 49,410       | 443,889        | 182,036        | 579,365        |

単位：千円

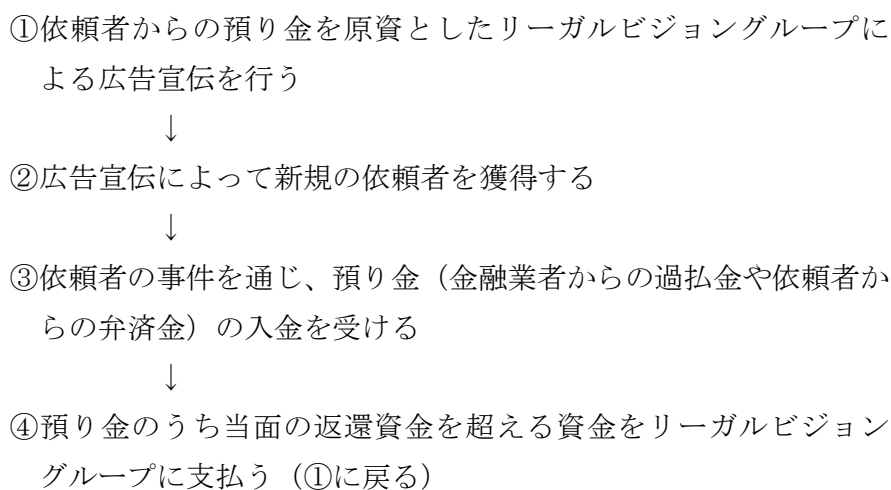
上の表のとおり、ミネルヴァは、成立以来第4期を除き8期中7期において、売上高を超える額の経費をリーガルビジョングループに対して計上しており、8期中の5期において、売上を超える額の支払いをリーガルビジョングループに対して行っていたことがわかる。特に、成立年度である2013年3月期から2017年3月期までの5期累計では、売上高よりもリーガルビジョングループに対する支払額が15億円も超過している。

### (3) 破産手続開始に至る経緯

#### ア 運転資金の欠乏により支払不能に至る経緯

以上に述べてきたミネルヴァの事業内容および収支・財務状態からすれば、ミネルヴァは、成立後の早い段階から、依頼者からの預り金（金融業者から受領した過払金の返還金と、依頼者から振り込まれた金融業者に対する弁済資金）を、リーガルビジョングループへの支払その他の運転資金の支払に流用する下図のような自転車操業に陥っており、支払不能に至っていたと思われる。

#### 図 1 自転車操業の状況



## イ 破産手続開始申立てに至る経緯

### (ア) 経費減額の要請

そのような中で、川島は、リーガルビジョングループに対する支払を抑制しなければならないと考えるようになり、令和2年2月頃以降、会長との間で、支払額の減額やミネルヴァの経営の合理化に向けた協議を始めるようになった。川島によれば、CAに対する人件費の支払額が大きいため事務員をCAからの派遣ではなくミネルヴァによる直接雇用に切り替えたい旨、事務所の家賃が高い旨、広告料が高い旨などを会長に訴えたとのことである。川島からの協議要請に対して、会長は、事務所の家賃、広告料の引下げ等、川島の要請の一部を受け入れたが、その程度の受入れレベルではミネルヴァが金銭的に独立して経営できるようになるには不十分であった。

### (イ) 投資家との接触

川島は、このような要請に加え、令和2年3月頃から、ミネルヴァに対して資金を提供してくれる個人の投資家に対して支援を依頼するようになったが、いずれも奏功していなかった。

### (ウ) リーガルビジョンとの決別と業務引継

川島は、投資家との協議の中で得た感触が芳しくないことを踏まえ、リーガルビジョングループと決別してミネルヴァの業務を誰かに引き継ぐことを考えるようになり、令和2年4月、リーガルビジョングループと対峙するため、弁護士に対して第三者的な立場からミネルヴァの経営の実態（とりわけリーガルビジョングループによる関与の実態）の調査を行うことを委嘱した。

また、令和2年5月には、ミネルヴァの勤務弁護士であった檜塚紘之弁護士に対し、ミネルヴァは今後リーガルビジョングループと決別し経営が立ちゆかなくなると見込まれるので、業務や顧客を引き継ぎたい旨を告げ、同弁護士から了承を得た。これにより、同弁護士は、檜塚紘之法律事務所を設立し、事務員の移転、新事務所の賃借、備品の入手等の整備を行うとともに、ミネルヴァとの間で委任契約を締結していた依頼者の引き継ぎを開始した。

### (エ) 解散決議と債権者による破産手続開始申立

その後、川島は、令和2年6月10日にミネルヴァについて解散決議を行うとともに、ミネルヴァの状況を、自らの所属する第一東京弁護士会に報告した。

報告を受けた第一東京弁護士会は、ミネルヴァの残存資産の散逸を防ぐため、ミネルヴァについて破産手続を行う必要があると考え、令和2年6月24日、ミネルヴァが債務超過にあることを理由に、東京地方裁判所において破産手続開始を申し立てた。

## 2 川島浩について

川島は、平成 22 年に第 63 期司法修習を修了し、同年 12 月に弁護士登録をした（第一東京弁護士会所属）。弁護士登録後は、都内の一般民事を取り扱う法律事務所 2 か所において勤務したが、平成 26 年 4 月に独立し、大和法律事務所を開業した（平成 28 年 10 月に弁護士法人化）。

川島は、大和法律事務所において、当初は、知り合いからの紹介やインターネット上に開設したホームページからの集客により、一般民事事件や刑事事件、相続事件等を受任していたが、会長と知り合った平成 27 年 6 月頃からは、LV の関与のもとで過払金請求や債務整理事業を行うようになった。

その後、川島は、平成 29 年 8 月 15 日には、会長の指示の下、大和法律事務所を解散し、同月 16 日付けでミネルヴァの代表社員に就任した。

なお、川島は、令和 2 年 6 月 26 日に東京地方裁判所において破産手続き開始決定を受け、この決定が確定したことにより、弁護士資格を喪失した（弁護士法 7 条 4 号）。

## 第 2 破産手続開始の申立てと開始決定

### 1 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所について

令和 2 年 6 月 10 日付で解散決議がなされていたミネルヴァについては、同月 24 日、債権者である第一東京弁護士会が東京地方裁判所に破産手続開始を申し立てた。

これを受けた東京地方裁判所は、同日午前 9 時 45 分、ミネルヴァが支払不能の状況にあることを認定して破産手続開始決定をなし、当職を破産管財人に選任し、同時に、財産状況報告集会の期日を令和 3 年 1 月 20 日午後 2 時と指定した。

ミネルヴァについては、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するか否か不明であったため、破産債権の届出をすべき期間、破産債権の調査をするための期日の指定は留保された。

なお、破産手続開始決定によって、ミネルヴァと依頼者との委任契約は、民法 653 条 2 号によりすべて終了した。

### 2 川島浩について

令和 2 年 6 月 10 日付でミネルヴァの代表清算人に選任されていた川島は、ミネルヴァの代表社員であったため、弁護士法 30 条の 15 によりミネルヴァの債務につき無限責任を負う立場にあり、これらの債務の弁済を実行することができないと考えたことから、同月 25 日、自ら東京地方裁判所に破産手続開始を申し立てた。

これを受けた東京地方裁判所は、同月 26 日午後 5 時、川島が支払不能の状況にあることを認定して破産手続開始決定をなし、当職を破産管財人に選任し、同時に、財産状況報告集会の期日をミネルヴァと同じく令和 3 年 1 月 20 日午後 2 時と指定した。

なお、川島についても、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するか否か不明であったため、破産債権の届出をすべき期間、破産債権の調査をするため

の期日の指定は留保された。

### 第3 開始決定直後の管財業務

#### 1 ミネルヴァ事務所の保全

##### (1) 開始決定日の状況

###### ア 事務所の状況

当職は、ミネルヴァの開始決定がなされた令和2年6月24日午前9時45分の直後、ミネルヴァの事務所に、所長であった川島を伴って赴いた。事務所内には、解散前のミネルヴァに所属していた榎塚紘之弁護士（以下「榎塚弁護士」という。）を所長とする榎塚紘之法律事務所（以下、後に、組織変更された弁護士法人オーガスタを含め「榎塚事務所」という。）に雇用されている状態の事務員約30名が所在していた。

###### イ 弁護士及び事務員の状況

川島によれば、ミネルヴァ所属の弁護士は、代表である川島を除き、令和2年5月以降、榎塚事務所に移転した者、他の事務所に移転した者がおり、破産手続開始決定時には、上記ミネルヴァの事務所では執務していないとのことであった。また、ミネルヴァの事務員は、令和2年5月以降、順次、CAを退職した上で、榎塚事務所に移籍し、新たに同事務所及びミネルヴァの事務所に分かれて、主に榎塚事務所の業務と副次的にミネルヴァの残務を行っているとのことであった。

##### (2) 資料の搬出

ミネルヴァの前記事務所には、多数の顧客の資料が紙ベースで保管されており、今後の管財業務に必要であることが見込まれる上、最終的には、それらの資料を委任契約が破産手続開始決定により終了した依頼者に対して返還し、あるいは、新たな代理人に引き継ぐ必要があると考えられた。

そこで、当職は、破産手続開始決定日当日に、これらの資料を業者によって搬出させ（段ボール箱200箱程度）、後日、開設した管財人室に搬入させた。

ただし、榎塚事務所は、自らが引き継いだとする依頼者のみならず、榎塚事務所において引き継ごうと考えていたミネルヴァに対する依頼者の資料を持ち出していたことが判明し、ミネルヴァに対する依頼者からの問い合わせに応じて、個々に榎塚事務所に返却を依頼して依頼者への返却を行っていることは、後記のとおりである。

##### (3) サーバデータの確保

ミネルヴァの前記事務所には、サーバがあり、顧客管理システムのデータのみならず、これまで事務員が作成したデータが保管されていたことから、当職は、ハードディスクを持参してデータのコピーを入手した。なお、データ量は、概ね600GBであった。



#### (4) 檜塚事務所の退去と当職による明渡

檜塚事務所は、令和 2 年 7 月 20 日までに檜塚事務所の事務員らがミネルヴァの前記事務所から退去を完了した。その後、転借人となっていたミネルヴァの破産管財人である当職は、転貸人である CA に対して同月 29 日までにミネルヴァの前記事務所の退去を完了した。

### 2 管財人室以外の元依頼者への当初の対応

#### (1) 第一東京弁護士会

第一東京弁護士会は、依頼者らからの問合せ、苦情を受け付ける臨時窓口を設置して、同会所属の弁護士により、問い合わせに対応していた。

#### (2) 被害対策全国弁護団

東京ミネルヴァ法律事務所破産被害対策全国弁護団が結成され、令和 2 年 8 月上旬から、順次、全国一斉ホットライン電話相談を開催（電話：0570-056-560）するなど、ミネルヴァの破産により委任契約が終了してしまった依頼者からの相談を受け付け、ミネルヴァが残した法律事務を受任するなどの対策をとっていただいている。

#### (3) B型肝炎訴訟弁護団

ミネルヴァには、B型肝炎訴訟を依頼すべく相談していた依頼者が多く存在したが、既に結成され活動していた全国 B型肝炎訴訟弁護団に対し、当職に寄せられた元依頼者からの相談を引き継いでいただくよう依頼し了解を得て、現在もホームページ上で全国の弁護団への連絡先を掲載しており、適宜、元依頼者からの相談に対応していただいている。

### 3 引継預金口座の解約と管財人口座への送金

#### (1) ミネルヴァ

ミネルヴァが主として使用していた預金口座は現在までにすべて解約し、15 口座、合計 476,401,929 円を回収した。

#### (2) 川島

川島名義であり、かつ、個人で使用していた口座については、その残高を確認したが、合計でも 200,000 円以下であったため自由財産として認めた。

なお、川島は、令和 2 年 7 月 9 日、代理人弁護士を経由して保有していた現金 10,490,248 円を破産管財人口座に送金した。

### 4 檜塚事務所（弁護士法人オーガスタ）からの資金回収

#### (1) 依頼者の移管と資金移動

ミネルヴァは、これ以上の業務の継続は資金の減少を招くのみであって破綻が必至であると考えた時点で、未だ事件処理が残っている事件を檜塚事務所に引き継ぐ事とし、今後の事件処理は檜塚事務所が行う旨の説明文書及び委任状、委任契約書を送付した。

その後、檜塚事務所は、依頼者からミネルヴァが預託を受けていた資金等を、令和 2 年 5 月 27 日から 6 月 10 日にかけて、ミネルヴァ名義の預金口座から、資金合計 577,853,291 円を檜塚弁護士個人名義の銀行口座に移動させた。

## (2) 仮差押申立と返金

当職は、上記資金移動は、法律的に正当な根拠なく行われているものと考え、資金移動先の口座名義人である檜塚弁護士個人を相手方として、否認（無償行為否認及び詐害行為否認）の請求を行うことを検討して、仮差押えの申立を行うと共に、任意の返金を求めて協議を行ったところ、令和 2 年 7 月 7 日に至って、前記 577,853,291 円全額が破産管財人口座に送金された。

## (3) 引継依頼者との関係の整理

檜塚事務所は、前記のとおり、ミネルヴァの破産手続が開始する以前からミネルヴァの依頼者を自ら引き継ぐべく活動しており、実際にミネルヴァの依頼者であった者から、檜塚事務所宛の委任契約書、委任状を取り付けていた。

そこで、当職は、檜塚事務所に対して、

- 1 引き継いだ依頼者のリストの提出
- 2 引き継いだ依頼者全員について、本来、ミネルヴァが当該顧客に対して負う預託金返還債務の全部を免責的に引き受けていること及び免責的引き受けについて依頼者から承諾を得ていることの表明
- 3 資料をミネルヴァから持出した依頼者のリストの提出

を求め、檜塚弁護士は、令和 2 年 9 月 7 日付で、そのいずれについても受け入れる旨の確認・誓約書を提出した。

## 5 管財人室の設営

当職は、開始決定以降、管財人事務所を賃借し、事務機器を設置するとともに、電話回線を敷設してインターネット環境を整え、ホームページ (<https://iwsk-kanzai.jp/>) を開設するとともに、電話対応等を行うべく、事務局員の派遣を受けるなどして管財人室の執務環境を整備した。

また、ミネルヴァにおいて依頼者の属性及び入出金・交渉履歴を入力、整理していた顧客管理システムの使用権限を権限者から付与を受け、管財業務において利用している。

## 6 財産の調査・管理・換価

### (1) ミネルヴァについて

#### ア 預金

前記のとおり、事実上ミネルヴァの法人用口座として使用していた 15 口座について解約手続きを行い、合計 476,136,013 円を破産財団に組み入れた。

#### イ 不動産

ミネルヴァは、長野県佐久市に土地及び建物を所有しており、現在、入札手続

を実施中である。

#### ウ リーガルビジョングループ対応

前記のとおり、リーガルビジョングループは、ミネルヴァの法律事務所としての経営に相当深く関与していることから、当職としては、リーガルビジョングループに支払われた資金については、返還を求める必要があるのではないかと考え、現在、法的手続に向けて準備を進めている。

#### エ モントローズ清算人との関係

令和2年5月29日付で、ミネルヴァから弁護士法人モントローズ法律事務所の清算人に対して、14,547,000円が送金されていることが判明し、その事実経過等について調査、検討を行ったが、当該送金は法的に正当な根拠を欠くものとは認められなかった。

#### オ 保管資料の返還

破産管財人室においては、元依頼者からミネルヴァが預かった資料の返還を求められた場合には、早急に返還する手続きをすべく対応している（令和2年12月31日までに95名分完了）。なお、資料の返還を求めた依頼者の資料が破産管財人においてミネルヴァの事務所から搬出した資料にない場合は、檜塚事務所に問い合わせ資料の送付を受けて、順次、返還を行っている。

### (2) 川島について

#### ア 預金

前記のとおり、預金口座の残高については、いずれも自由財産とした上で、本人が保管していた現金10,490,248円を破産財団に組み入れた。

#### イ 保険

川島は、破産手続開始決定時点において保険契約を締結していたところ、解約返戻金の合計額が200,000円以下であることから、自由財産として認めた。

#### ウ 出資金

川島は、令和2年2月8日、大阪市所在の株式会社との間で、パチンコ遊技機の開発運営協力金として15,000,000円を出資する旨の開発運営協力金出資契約（以下「本件出資契約」という）を締結し、同社に対し、同日に1,000,000円の金員を、同年4月20日に14,000,000円の金員を交付し、さらに、同日、同契約に基づき5,000,000円の追加出資を申し込み、5,000,000円の金員を交付した。

本件出資は、破産手続開始申立ての6月以内になされ、その金額も多額であったことから、当職は、本件出資の相当性を調査し、法的手続に向けた準備を進めている。

#### エ 株式

川島は、令和2年1月15日付で譲渡制限付きの東京都新宿区所在の株式会社の発行株式10株を1,000,000円で譲り受けており、破産手続開始日現在に同社

の株主として株主名簿に登録されていた。当職は、譲渡人及び当該会社に同社の財務情報の開示及び買取を求めたところ、同社は設立以来連続して赤字であり債務超過であることが確認できたため、換価は困難である上、仮に可能であっても換価価値は僅少と考え、譲渡人と交渉の上、破産者名義の同社株式を 10,000 円で譲渡人に譲渡して、同額を破産財団に組み入れた。

## 7 税務関係

ミネルヴァにおいては、令和 2 年 3 月期の決算及び法人税等確定申告を行っていなかった。当職としては、令和 2 年 3 月期の決算及び法人税等確定申告のみならず、破産手続開始決定日現在の決算及び法人税等確定申告を行う必要があるため、税理士にこれら業務を委任し、令和 2 年 11 月 19 日付で令和 2 年 3 月期の決算及び法人税等確定申告を完了し、納税が必要となった消費税 5,897,100 円及び地方税（均等割）70,000 円を納付済みである。

また、破産手続開始決定日現在の決算および法人税等確定申告については、令和 3 年 1 月中に完了し、消費税等 6,464,200 円及び地方税（均等割）11,600 円を納付する予定である。

## 8 公租公課

### (1) ミネルヴァについて

現時点で、開始決定時の未払公租公課は 4 件合計 2,517,088 円について交付要求等がなされている。

### (2) 川島について

現時点で、開始決定時の未払公租公課は 2 件合計 1,566,300 円について交付要求等がなされている。

## 第 4 現在の財団の状況

### 1 ミネルヴァについて

令和 2 年 12 月末日現在の破産財団の状況は、別添財産目録（別添資料 1）及び破産貸借対照表（別添資料 2）記載のとおりであり、開始決定日以降、令和 2 年 12 月末日までの各破産財団の収支の状況は収支計算書（別添資料 3）記載のとおりである。

### 2 川島について

令和 2 年 12 月末日現在の破産財団の状況は、別添財産目録（資料は省略）記載のとおりであり、開始決定日以降、令和 2 年 12 月末日までの各破産財団の収支の状況は収支計算書（資料は省略）記載のとおりである。

## 第 5 債権届出・調査

### 1 破産手続開始通知

ミネルヴァの顧客管理システムから未返還の預り金残高がある元依頼者を抽出し

たところ、合計 3,885 名となった。これらの元依頼者に対しては、圧着はがきの形式にて 3 回に分けて破産手続開始通知書を送付した。なお、川島はミネルヴァの代表者としてミネルヴァの債権者に対して無限責任を負うことから、この通知書ではミネルヴァ及び川島の通知書を兼ねることとした。

このほか、ミネルヴァに対する取引債権等を有する債権者に対しては、別途破産手続開始通知書を封筒に封入して送付した。

## 2 信託財産であることを理由とした訴訟提起について

破産手続開始決定後、当職はミネルヴァ名義の各預金口座を解約して残高を破産財団に組み入れているところ、一部の債権者（ミネルヴァの元依頼者）から、ミネルヴァが消費者金融から回収して預り金口座に振り込まれた過払金は信託財産を構成し、破産財団を構成せず、これを返還せよとの主張がなされ、令和 2 年 11 月 25 日付で当職に対して不当利得返還請求訴訟を提起された。

## 3 破産債権届出書

当職は、現在までに、ミネルヴァが使用していた顧客管理システムのデータを前提に債権額を把握したので、今後、その金額を破産債権届出書に記入し、入出金の履歴を添付した状態で破産債権者に送付する予定である。また、川島は、ミネルヴァの債権者に対して代表社員として無限責任を負うこと及び破産債権者の便宜を考慮して、ミネルヴァの破産債権者に送付する破産債権届出書は、破産手続開始通知書と同様に、川島に対する破産債権届出書を兼ねるものとする予定である。さらに、川島個人のみに対する破産債権者については、別途、通常の手書による破産債権届出書を送付する予定である。

## 4 債権調査

前項記載の破産債権届出書の発送時期とともに、その後のスケジュールが確定する予定である。

## 第 6 免責

川島の免責不許可事由の存否につき、現在、慎重に検討を行っている。

## 第 7 今後の管財業務

### 1 元依頼者への対応

#### (1) 破産債権者関係

前記のとおり、近日中に破産債権届出書等を発送して、届出を受け付け、債権調査を実施する予定である。

#### (2) 預り資料の返還

前記のとおり、依頼者からの預り資料の返還を順次実施しており、今後も継続して実施する。

### **(3) 一部債権者から提起された訴訟への対応**

前記のとおり、今後、適正に対応する予定である。なお、当該訴訟については福井地方裁判所敦賀支部に係属しているため、東京地方裁判所への移送が認められない場合は、訴訟対応にあたっては破産財団に出張旅費の負担が生じることとなる見込みである。

## **2 不動産等売却**

前記のとおり、ミネルヴァが長野県佐久市に所有している不動産については、売却に向けて入札手続を実施中である。

また、本件建物内に残置されている動産類のうち絵画の一部については別途換価予定である。さらに、ミネルヴァの事務所内に残置されていた動産のうち管財業務において不要となったPC、モニター、タブレット、スマートフォンなどのうち換価可能なものについても、一部を換価済みである。

## **3 リーガルビジョングループへの対応**

前記のとおり、ミネルヴァはリーガルビジョングループに対して広告料等の名目で多額の支払を行っているほか、リーガルビジョングループはミネルヴァに対する多額の破産債権の存在を示唆している。

当職は、ミネルヴァのリーガルビジョングループに対する債務負担や支払について法的手続を提起する準備を進める。

## **4 出資金の回収**

前記のとおり、パチンコ遊技機の開発運営協力金名下の出資金については、法的手続の準備を進める。

## **5 免責調査**

前記のとおり、川島の免責不許可事由の存否について、引き続き、慎重に検討する。

## **6 ミネルヴァに対する懲戒請求への対応**

ミネルヴァは、第一東京弁護士会の請求により、第一東京弁護士会に懲戒請求がなされており、綱紀委員会の調査に対して協力することとなる。

## **7 川島が申し立てた懲戒請求への対応**

川島は、リーガルビジョングループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査への協力の依頼が当職に対してなされているので、今後、可能な範囲で協力する予定である。

## **8 日弁連被害者見舞金制度への対応**

ミネルヴァの元依頼者が、日本弁護士連合会の依頼者見舞金制度に基づく見舞金の支払いを求める申請をしたことを受け、当該申請の内容を調査するため日本弁護士連合会は依頼者見舞金調査委員会を設置した。当該委員会の説明によると、当該委員会は、見舞金を支払うべき事案と判断した場合には、公告を行った上で申請者を特定し、かつ、破産手続における配当及びその他の手続による弁済を受けることができない

かった金額を基礎に支払金額の確定を行うとのことであったため、今後、可能な範囲で協力する予定である。

## 9 弁護士賠償責任保険の請求

ミネルヴァは弁護士賠償責任保険に加入していたところ、元依頼者らによる当該保険請求の可否について当職が一次的な窓口として保険会社と交渉を行うべく、保険引受会社の代理人宛に、弁護士賠償責任保険事故報告書を提出した。今後、弁護士賠償責任保険審査会による審査を経て、保険会社から保険請求の可否につき見解が示される見込みである。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

令和2年(フ)第3841号  
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所  
破産管財人 岩崎 晃

開始決定日＝令和2年6月24日現在  
(単位:円)

財産目録  
(第1回債権者集会)

資産の部

| No. | 科 目    | 簿価(R2.3.31時点) | 換価金額        | 備 考                                    |
|-----|--------|---------------|-------------|--|
| 1   | 現金     | 321,167       | 5,040,981   | 引継予納金及び引継現金                            |
| 2   | 預金     | 790,303,629   | 476,401,893 | 換価済み                                   |
| 3   | 売掛金    | 847,439,668   | 0           | 依頼者に対するもので、回収しない予定                     |
| 4   | 仮払金    | 17,277,277    | 0           | 破産者川島浩に対するものであり回収困難                    |
| 5   | 預け金    | 177,908       | 201,704     | 裁判所に対する予納金等を回収済み                       |
| 6   | 建物     | 315,414,503   | 不明          | 佐久市所在の物件について入札により換価予定                  |
| 7   | 土地     | 51,560,000    | 不明          | 佐久市所在の物件について入札により換価予定                  |
| 8   | 什器備品   | 5,166,524     | 0           | 換価価値なし                                 |
| 9   | 営業権    | 129,585,170   | 0           | 事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし            |
| 10  | ソフトウェア | 5,592,124     | 0           | 換価価値なし                                 |
| 11  | 差入保証金  | 20,000        | 0           | 佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在 |
| 12  | 更新料    | 1570835       | 0           | 換価価値なし                                 |
| 合計  |        | 2,164,428,805 | 481,644,578 |  |

負債の部

| No. | 科 目           | 件数 | 金額        | 認める債権額 | 認めない債権額 |
|-----|---------------|----|-----------|--------|---------|
| 1   | 財団債権(公租公課)    | 4  | 2,517,088 |        |         |
| 2   | 財団債権(労働債権)    | 0  | 0         |        |         |
| 3   | 財団債権(その他)     | 6  | 243,642   |        |         |
| 4   | 優先的破産債権(公租公課) | 不明 | 不明        |        |         |
| 5   | 優先的破産債権(労働債権) | 不明 | 不明        |        |         |
| 6   | 普通破産債権        | 不明 | 不明        |        |         |
| 合計  |               | 不明 | 不明        | 0      | 0       |



令和2年(フ)第3841号  
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所  
破産管財人 岩崎 晃

開始決定日＝令和2年6月24日現在  
(単位:円)

破産貸借対照表  
(第1回債権者集会)

| 資産の部 |        |             | 負債の部 |               |           |
|------|--------|-------------|------|---------------|-----------|
| No.  | 科 目    | 換価金額        | No.  | 科 目           | 金額        |
| 1    | 現金     | 5,040,981   | 1    | 財団債権(公租公課)    | 2,517,088 |
| 2    | 預金     | 476,401,893 | 2    | 財団債権(労働債権)    | 0         |
| 3    | 売掛金    | 0           | 3    | 財団債権(その他)     | 243,642   |
| 4    | 仮払金    | 0           | 4    | 優先的破産債権(公租公課) | 不明        |
| 5    | 預け金    | 201,704     | 5    | 優先的破産債権(労働債権) | 不明        |
| 6    | 建物     | 不明          | 6    | 普通破産債権        | 不明        |
| 7    | 土地     | 不明          |      |               |           |
| 8    | 什器備品   | 0           |      |               |           |
| 9    | 営業権    | 0           |      |               |           |
| 10   | ソフトウェア | 0           |      |               |           |
| 11   | 差入保証金  | 0           |      |               |           |
| 12   | 更新料    | 0           |      |               |           |
|      | 合計     | 481,644,578 |      | 合計            | 不明        |

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計) 不明 円

現在、破産債権の認否を実施していないため、負債額は不明であるが、令和2年3月31日現在の決算によれば、約33億円の債務超過であることが示されている。

令和2年(フ)第3841号  
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所  
破産管財人 岩崎 晃

令和2年6月24日～令和2年12月31日  
(単位:円)

## 収支計算書 (第1回債権者集会)

| 収入の部 |        |               |
|------|--------|---------------|
| No.  | 科目     | 金額            |
| 1    | 予納金    | 4,985,214     |
| 2    | 引継現金   | 55,767        |
| 3    | 預金     | 476,401,893   |
| 4    | 精算金    | 577,914,390   |
| 5    | 預金利息   | 1,018         |
| 6    | 有価証券   | 13,150        |
| 7    | 還付金    | 201,704       |
| 8    | 動産売却代金 | 98,600        |
|      | 合計     | 1,059,671,736 |

| 支出の部 |            |            |
|------|------------|------------|
| No.  | 科目         | 金額         |
| 1    | 保証金        | 1,326,000  |
| 2    | 賃料         | 2,418,471  |
| 3    | 通信費        | 59,740     |
| 4    | 仲介手数料      | 243,100    |
| 5    | 保険料        | 18,870     |
| 6    | 電気料金       | 29,913     |
| 7    | 電話料金       | 84,080     |
| 8    | 倉庫費用       | 120,829    |
| 9    | 管財事務費      | 412,366    |
| 10   | システム利用料    | 680,900    |
| 11   | 廃棄費用       | 3,047      |
| 12   | 補助者費用      | 5,978,563  |
| 13   | 事務用品費      | 288,956    |
| 14   | ホームページ関連費用 | 158,400    |
| 15   | 管財人室開設費用   | 1,219,075  |
| 16   | 公租公課       | 5,969,100  |
| 17   | 支払手数料      | 17,767     |
| 18   | 旅費交通費      | 1,132      |
| 19   | 下水道料金      | 2,740      |
|      | 合計         | 19,033,049 |

|  |    |               |
|--|----|---------------|
|  | 差引 | 1,040,638,687 |
|--|----|---------------|